

第25 危険物製造所等使用休止・再開届出

(組合規則第11条第1項第2号)

1 危険物製造所等使用休止・再開届出に必要な書類

- (1) 危険物製造所等使用休止・再開届出書（組合規則様式第13号）
- (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

2 事務処理実施上の留意事項

- (1) 危険物施設は休止中であっても、法第14条の3の2による定期点検を実施する必要があること。

なお、危険物規則第62条の5から第62条の5の3による点検については、それぞれ「休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書」、「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書」及び「休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書」により申請されている場合は不要である。

- (2) 休止中の危険物施設の使用を再開する場合は、定期点検の期限前であっても、定期点検（屋外タンク貯蔵所にあつては内部点検等）を行うこと。